

# 庁 議

日時： 1月24日 (火) AM9:00 <庁議室>



## 【市長挨拶】

## 【協議事項】

- |  |         |
|--|---------|
| 1 太田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について          | 企画部長    |
| 2 太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について                | 企画部長    |
| 3 太田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                   | 企画部長    |
| 4 太田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について             | 企画部長    |
| 5 太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について          | 企画部長    |
| 6 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について                | 企画部長    |
| 7 町の区域の変更について                                  | 総務部長    |
| 8 財産の処分について                                    | 総務部長    |
| 9 太田市債権管理条例の一部改正について                           | 総務部長    |
| 10 太田市長寿祝金条例の一部改正について                          | 福祉こども部長 |
| 11 太田市保育士修学資金貸付条例の一部改正について                     | 福祉こども部長 |
| 12 太田市第3子以降出産祝金支給条例の廃止について                     | 福祉こども部長 |
| 13 太田市国民健康保険条例の一部改正について                        | 健康医療部長  |
| 14 太田市新田緑のリサイクルセンター条例の廃止について                   | 産業環境部長  |
| 15 財産の無償譲渡について                                 | 農政部長    |
| 16 太田市農村環境改善センター条例及び太田市農村環境改善センター条例施行規則の廃止について | 農政部長    |
| 17 太田市手数料条例の一部改正について                           | 都市政策部長  |
| 18 太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正について   | 都市政策部長  |
| 19 太田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正について         | 都市政策部長  |
| 20 市道路線の廃止及び認定について                             | 都市政策部長  |
| 21 太田市下水道事業区域外接続分担金に関する条例の制定について               | 都市政策部長  |
| 22 太田市公共下水道事業設置条例の一部改正について                     | 都市政策部長  |
| 23 太田市下水道条例等の一部改正について                          | 都市政策部長  |

- |    |                                     |          |
|----|-------------------------------------|----------|
| 24 | 太田市新田クリーンセンター下水道投入施設改造工事請負契約の変更について | 都市政策部長   |
| 25 | 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について         | 消防長      |
| 26 | 財産の取得について（水槽付ポンプ自動車Ⅱ型）              | 消防長      |
| 27 | 太田市体育施設条例の一部改正について                  | 文化スポーツ部長 |
| 28 | （仮称）太田市運動公園市民体育館建設工事請負契約の変更について     | 文化スポーツ部長 |

【連絡事項】

- |    |   |        |
|----|---|--------|
| 1  | 株式会社夢麦酒太田第26期決算状況について   | 企画部長   |
| 2  | 令和3年経済センサスー活動調査に係る製造品出荷額等（2020年実績）の全国順位について                     | 企画部長   |
| 3  | 令和5年度組織機構について   | 企画部長   |
| 4  | 令和4年度改善活動実践例の審査結果について   | 企画部長   |
| 5  | 低電力広域ネットワーク「LoRaWAN（ローラワン）」を活用したデータ収集自動化に向けた群馬大学による実証実験への協力について | 企画部長   |
| 6  | 令和5年度太田市当初予算（案）の概要について  | 総務部長   |
| 7  | 第4次太田市男女共同参画基本計画の策定について   | 市民生活部長 |
| 8  | マイナンバーカード申請サポート（2回目）の結果報告について                                   | 市民生活部長 |
| 9  | 太田市出産・子育て応援給付金について  | 健康医療部長 |
| 10 | 藪塚地域における土地利用に関するワークショップの実施報告及び藪塚まちづくりシンポジウムの開催について              | 都市政策部長 |
| 11 | 都市計画の変更（市街化区域への編入等）について   | 都市政策部長 |
| 12 | 太田市住宅マスタープラン 2023～2032（案）の策定について                                | 都市政策部長 |
| 13 | 太田市高齢者宅住宅用火災警報器設置事業の実施結果について                                    | 消防長    |

【その他】

- |   |                       |        |
|---|-----------------------|--------|
| 1 | 令和4年度環境白書について         | 産業環境部長 |
| 2 | 3月定例会日程表について          | 議会事務局長 |
| 3 | 令和5年度太田市議会会議予定一覧表について | 議会事務局長 |



(2) 特定任期付職員以外の任期付職員

- ・常勤の職員と同様の給料表を適用します。

(3) 任期付短時間勤務職員

- ・給料表を適用した号給にその者の勤務時間を38時間45分で除した額を乗じて算出します。
- ・時間外勤務手当の割増については、7時間45分（常勤職員の1日の勤務時間）に達するまでは100分の100で計算します。
- ・住居手当、扶養手当の支給はありません。

3 施行日 令和5年4月1日

4 その他 令和5年3月定例会に議案提出予定です。

【備考】

\* 問い合わせ先 企画部 人事課 人事係 内線 2232 47-1810ダイヤル







- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200



【 表 題 】

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

令和5年4月1日に施行される地方公務員法の一部改正に伴い、本条例中で引用している地方公務員法の条項がずれてしまうため、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正内容

第15条中「第28条の4第1項若しくは法第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「もの」を「職員」に改めるものです。

2 施行日 令和5年4月1日

3 その他 令和5年3月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 企画部 人事課 人事係 内線 2232 47-1810ダイヤル

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200



【 表 題 】

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

令和5年4月1日に施行される太田市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、公益的法人等へ職員を派遣する際の対象職員から除外する職員の規定を改めるものです。

【 概 要 】

1 改正内容

第2条（公益的法人へ職員を派遣する際の除外職員）及び第11条（民間企業へ職員を派遣する際の除外職員）において、「再任用職員」を削り、60歳を超えても特例的に引き続き管理監督職として勤務する職員を追加するものです。

2 施行日 令和5年4月1日

3 その他 令和5年3月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 企画部 人事課 人事係 内線 2232 47-1810ダイヤル





- 3 処分の方法 随意契約
- 4 契約の相手方 太田市東長岡町1361番地  
学校法人太田アカデミー  
理事長 田 鶴 志 郎
- 5 その他 令和5年3月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 総務部 管財課 管財係 内線 2383 47-1822 ダイアルイン



- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 富岡 和正 内線 (2500)

【 表 題 】

太田市長寿祝金条例の一部改正について

【 目 的 】

今後ますます増加が見込まれる高齢者に対する敬老事業の見直しを行うため、有識者や住民で構成される敬老事業検討委員会を開催した結果、長寿祝金については75歳から5歳刻みの年齢節目支給ではなく、喜寿、米寿、百寿の支給が望ましいとの委員の意見を参考に支給対象年齢を変更し、かつ、支給金額を見直すことにより持続可能な制度とする。

【 概 要 】

1 改正内容

(1) 支給年齢の変更

改正後	改正前
77歳、88歳、100歳	75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳

(2) 関係規則（太田市長寿祝金施行規則）の改正（予定）

改正後	改正前
77歳：10,000円	75歳：5,000円
88歳：10,000円	80歳：10,000円
100歳：50,000円	85歳：10,000円
	90歳：20,000円
	95歳：30,000円
	100歳：100,000円

2 施行日

令和5年4月1日

3 今後の予定

- ・3月定例会に議案提出予定
- ・太田市長寿祝金条例施行規則を改正予定

【 備 考 】

\* 問合せ先 福祉子ども部 長寿あんしん課 いきが推進係 内線2541



- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

福祉こども部長 氏名 富岡 和正 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

太田市第3子以降出産祝金支給条例の廃止について

【 目 的 】

「出産・子育て応援交付金事業」の創設による「出産・子育て応援ギフト」の支給開始に伴い、第3子以降出産祝金支給条例を廃止するものです。

【 概 要 】

1、廃止理由

少子化対策を目的とし、太田市単独事業として実施している第3子以降出産祝金の支給について、令和4年度第2次補正予算により国の少子化対策として「出産・子育て応援交付金事業」（国2/3・県1/6・市1/6）が創設され、全ての出産を対象とする「出産・子育て応援ギフト」が支給されることに伴い廃止するものです。

（廃止事業）第3子以降出産祝金（市単）

概要：第3子以降の出産につき10万円支給

実績：令和元年度 266件 26,600千円

令和2年度 267件 26,700千円

令和3年度 306件 30,600千円

（新規事業）出産・子育て応援ギフト（国2/3・県1/6・市1/6）

概要：全ての出産につき10万円支給（5万円×2）

見込：令和4年度出生数 1,500人（市負担分 25,000千円）

2、施行期日

公布の日

3、その他

令和5年3月定例会に議案を上程する予定です。

【 備 考 】

- \* 太田市第3子以降出産祝金支給条例の廃止に伴い、同施行規則も併せて廃止します。
- \* 問い合わせ先 福祉こども部 こども課 児童給付係 内線3132 47-1942 ダイヤル





- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

農政部長 氏名 金澤 誠 内線 (TEL) 20-9714



【 表 題 】

財産の無償譲渡について

【 目 的 】

令和5年4月1日から太田市農村環境改善センターの民営化に伴い、建物及び土地を無償で譲渡したいので、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第96条第6号及び第237条第2項の規定に基づいて太田市議会に議案を提出するものです。

【 概 要 】

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 建物の名称     | 太田市農村環境改善センター   |
| 2 | 建物の所在地    | 太田市新野町314番地1  |
| 3 | 構造及び延べ床面積 | (1) 太田市農村環境改善センター本体<br>鉄筋コンクリート 鉄骨造スレートぶき 2階建<br>1279.14㎡<br>(2) 外便所<br>鉄筋コンクリート造 スレートぶき平家建<br>42.00㎡ |
| 4 | 土地の所在等    | 太田市新野町310番1ほか7筆   |
| 5 | 地目及び面積    | 宅地 4214.23㎡   |
| 6 | 譲渡の相手方    | 太田市新野町320番1<br>太田市農業協同組合<br>代表理事組合長 天 笠 淳 家   |
| 7 | 譲渡の期日     | 令和5年4月1日  |
| 8 | その他       | 令和5年3月定例会に議案提出予定  |

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 農政部 農業政策課 農政係 20-9714 タイヤイン

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

農政部長 氏名 金澤 誠 内線 (TEL) 20-9714



【 表 題 】

太田市農村環境改善センター条例及び太田市農村環境改善センター条例施行規則の廃止について

【 目 的 】

太田市農村環境改善センターは、農業経営及び農家生活の改善合理化、農業者等の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、農村の環境整備を組織的に推進する多目的施設であるが、令和5年4月1日から民営化することに伴い、本条例及び本条例施行規則を廃止するものです。

【 概 要 】

1 内容

太田市農村環境改善センター条例及び太田市農村環境改善センター条例施行規則を廃止する。

2 施行期日

令和5年4月1日

3 その他

令和5年3月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 農政部 農業政策課 農政係 20-9714 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田市手数料条例の一部改正について

【 目 的 】

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、太田市手数料条例の一部改正が必要になったため、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1. 改正内容  
既存建築ストックの省エネ化及び長寿命化に向けた規定の合理化を図るものとして認定制度及び特例許可制度が創設されたため改正するものです。
2. 施行期日  
令和5年4月1日から施行します
3. その他  
令和5年3月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 都市政策部 建築指導課 建築行政係 内線2741 47-1837 タイヤイン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正について

【 目 的 】

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令が令和4年11月7日に公布されたことに伴い、太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正が必要になったため、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1. 改正内容  
建築物エネルギー消費性誘導基準として、計算によらずに当該性能を有することが確認できる誘導仕様基準が新たに定められたため改正するものです。
2. 施行期日  
公布の日から施行します
3. その他  
令和5年3月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 都市政策部 建築指導課 建築行政係 内線2741 47-1837 タイヤイン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

太田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正について

【 目 的 】

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令が令和4年11月7日に公布されたことに伴い、太田市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部改正が必要になったため、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1. 改正内容  
建築物エネルギー消費性誘導基準として、計算によらずに当該性能を有することが確認できる誘導仕様基準が新たに定められたため改正するものです。
2. 施行期日  
公布の日から施行します
3. その他  
令和5年3月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 都市政策部 建築指導課 建築行政係 内線 2741 47-1837 タイヤイン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

市道路線の廃止及び認定について

【 目 的 】

公共事業及び民間開発等に伴う市道路線の廃止及び認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求めることを報告するものです。

【 概 要 】

1 路線内訳（路線名、路線延長）

廃止路線	太田古戸鳥居前509号線	ほか18路線	延長3,823m
認定路線	太田飯塚町1440号線	ほか50路線	延長6,074m

- 2 その他 道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、令和5年3月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 路政係 内線2713 47-1835が イルイ

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 2800



【 表 題 】

太田市下水道事業区域外接続分担金に関する条例の制定について

【 目 的 】

下水道の事業計画区域外となる土地から下水道に接続を希望する者が想定されます。そのため、事業計画区域外で下水道に接続が可能な者から分担金を徴収できるよう法整備を行うものです。

【 概 要 】

1 主な内容

(1) 行為の許可 (第3条)

区域外接続の施工について、基準を満たすかを審査し、許可を下ろすものです。

(2) 分担金の額 (第4条) 及び徴収方法 (第5条)

分担金の額を太田市下水道事業受益者負担に関する条例で定めている受益者負担金と同額に定め、及びその徴収方法について定めるものです。

(3) 分担金の減免 (第6条)

分担金の減免について、受益者負担金と同様の扱いとすることを定めるものです。

2 施行期日 令和5年4月1日

3 その他 令和5年3月定例会に議案として提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 下水道二係 内線2675 47-1921 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 2800



【 表 題 】

太田市公共下水道事業設置条例の一部改正について

【 目 的 】

太田市公共下水道の事業認可拡大及び事業計画期間の延伸を行ったため、第2条の排水人口等を改めるものです。

【 概 要 】

- 1 改正の内容 第2条の表の中央第1処理区の項中「17,680」を「12,250」に改め、同表の中央第2処理区の項中「37,290」を「43,460」に、「1,039.4」を「1,113.3」に改め、同表の西邑楽処理区の項中「10,620」を「14,340」に改め、同表の佐波処理区の項中「1,264」を「1,010」に改める。
- 2 施行期日 公布の日から施行します。
- 3 その他 令和5年3月定例会に議案として提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 下水道一係 内線2684 47-1949 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 2800



【 表 題 】

太田市下水道条例等の一部改正について

【 目 的 】

地方自治法等における指定納付受託者制度の導入及び経営の健全化を基本とした安定的・効率的な下水道のサービスの提供を行うため、下水道使用料に関する条文を改めるものです。

【 概 要 】

1 主な改正内容

- (1) 使用料の納付方法について、「口座振替又は納入通知書」を「納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法」に改めます。

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| 該当条文・太田市下水道条例      | 第25条第2項 |
| ・太田市コミュニティ・プラント条例  | 第7条第2項  |
| ・太田市農業集落排水処理施設条例   | 第7条第2項  |
| ・太田市戸別浄化槽の整備に関する条例 | 第15条第2項 |

- (2) 使用料の算定に係る使用料の額について、以下の各条文中の表の用途区分一般用を下表のとおり改めます。

排除した汚水の量に対する使用料		
＜改正前＞ 使用料	＜改正後＞ 使用料（1立方メートルにつき）	
1立方メートル 101円	1～10立方メートルまでの分	110円
	10～25立方メートルまでの分	120円
	25～150立方メートルまでの分	130円
	150～250立方メートルまでの分	140円
	250立方メートルを超える分	150円

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| 該当条文・太田市下水道条例      | 第26条第1項 |
| ・太田市コミュニティ・プラント条例  | 第8条第1項  |
| ・太田市農業集落排水処理施設条例   | 第8条第1項  |
| ・太田市戸別浄化槽の整備に関する条例 | 第16条第1項 |

- (3) その他、使用料の算定方法及び延滞金に係る表記について、各条文及び関連条例との整合性を図るため字句を改めます。

2 施行期日 令和5年4月1日

但し、使用料の算定に関する経過措置として、令和5年4月施行から1年間の猶予期間を設けるものとし、令和6年6月以後に算定した使用料から適用します。

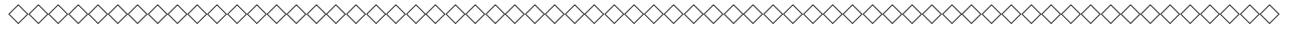
3 その他 令和5年3月定例会に議案として提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 管理係 内線2671 47-1949 タイヤリン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 2800



【 表 題 】

太田市新田クリーンセンター下水道投入施設改造工事請負契約の変更について

【 目 的 】

令和3年6月18日議案第76号により議決を経て、令和4年3月24日専決処分により一部を変更した太田市新田クリーンセンター下水道投入施設改造工事請負契約締結についての一部を変更するものです。

【 概 要 】

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 履 行 名 称   | 太田市新田クリーンセンター下水道投入施設改造工事   |
| 2 | 契 約 締 結 日 | 令和3年6月18日  |
| 3 | 履 行 期 間   | 原契約 令和3年6月21日から令和5年2月28日<br>変更後 令和3年6月21日から令和5年3月24日   |
| 4 | 請 負 者     | JFE環境テクノロジー株式会社  |
| 5 | 契 約 金 額   | 原契約 197,274,000円 (消費税含む)<br>第一回変更後 209,055,000円 (消費税含む)<br>第二回変更後 216,436,000円 (消費税含む)<br>増減額 7,381,000円   |
| 6 | 変 更 理 由   | (1) 施設内のマンホールから放流先のマンホールまでを繋ぐ污水管を推進工法で施工するに当たり、土質が緩い粘性土及び砂質粘性土であり、地山の崩壊等のおそれがあることから、地盤強化の対策として、薬剤注入を行います。<br>(2) 施設内のマンホールを施工するに当たり、樹木の根が支障となることから、当該樹木の伐採及び伐根を行います。<br>(3) マンホールポンプ側の緊急信号を施設側の操作機器で受信する必要があることから、ケーブル等の配線を行います。 |
| 7 | そ の 他     | 令和5年3月定例会に議案提出する予定です。  |

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 施設管理係 内線2683 47-1949 ダイヤル

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

消防本部 消防長 櫻井 修一 TEL 33-0200



【 表 題 】

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

【 目 的 】

消防団員公務災害補償、退職手当支給及び消防職団員の賞じゅつ金支給等の福利厚生事務について太田市が加入し共同処理している、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、3月定例会へ議案提出するものです。

【 概 要 】

下記の事由により、当該事務組合の規約の変更が生ずることによるものです。

記

1 規約改正内容

- (1) 桐生地域医療組合（桐生市及びみどり市で組織）の名称が桐生地域医療企業団に変更されるため、別表第1及び別表第2の5の項右欄中、桐生地域医療組合を桐生地域医療企業団に変更する。
- (2) 吾妻環境施設組合（中之条町、長野原町、孺恋村、草津町、高山村及び東吾妻町で組織）が新たに当該組合の組織団体となり、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員のうち法律による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務の共同処理を開始するため。

2 令和5年4月1日から施行予定

※ 根拠法令：地方自治法第286条第1項、同第290条（裏面参照）

※ 太田市の共同処理内容：消防団員の公務災害補償事務、退職手当支給事務及び消防職団員の賞じゅつ金の支給事務等

【 備 考 】

問い合わせ先 消防本部 消防総務課 総務係 33-0200 タヤリン



- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

文化スポーツ部長 氏名 村岡 芳美 内線 (TEL) 3600



【 表 題 】

太田市体育施設条例の一部改正について

【 目 的 】

太田体育施設が新たに増えることにより、新たに運用予定の施設を条例に加えるものです。

【 概 要 】

1 主な改正内容

別表第1 太田体育施設の部に「太田市第2サッカー・ラグビー場 太田市龍舞町1619番地1」を加える。

2 施行期日 令和5年4月1日

3 その他 令和5年3月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ施設管理課 東地区スポーツ施設係  
ダイヤル 45-8118





- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 1. 庁議後 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 2200



【 表 題 】

令和3年経済センサス - 活動調査に係る製造品出荷額等 ( 2020年実績 ) の全国順位について

【 目 的 】

令和3年経済センサスー活動調査について、集計結果が経済産業省より公表されましたので、下記のとおり報告いたします。

【 概 要 】

1. 太田市の製造品出荷額等の順位について

全国順位	関東順位	製造品出荷額等	対前年比
13位 (前回11位)	4位 (前回4位)	2兆2,693億5,998万円	▲7,171億6,840万円 (▲24.0%)

(太田市企画政策課統計係調べ)

※詳細については裏面のとおりです。

- 2. 公表資料・公開日 令和3年経済センサスー活動調査  
製造業 (地域別統計表データ)  
令和4年12月26日 (経済産業省)

【 備 考 】

\*問い合わせ先 企画部 企画政策課 統計係 内線 2298 タイヤイン 47-1821



### 3. 組織の比較

令和4年度			令和5年度			比較		
部	課	係	部	課	係	部	課	係
14	83	247	14	83	246	±0	±0	-1

組織数は、市長部局のほか、教育委員会、消防本部、議会、行政委員会を含み、一部事務組合を除いています。

#### 【備考】

問い合わせ先 企画部 行革推進課 行革推進係 内線2243 47-1811ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200



【 表 題 】

令和4年度 改善活動実践例の審査結果について

【 目 的 】

優れた改善活動を表彰し水平展開することで、職員の改善意識の高揚を図るとともに、市民サービスの向上及び業務の効率化の推進を図るものです。

【 概 要 】

- 1 応募件数  
143件（前年度135件 5.9%増）
- 2 審査方法  
審査員6名（企画部副部長、行革推進課長、人事課長、総務課長、消防総務課長、教育総務課長）及び補助審査員（新任係長代理職5名）による書類審査、ヒアリング審査により各賞を決定。
- 3 審査結果  
デジタル化や電子申請等による「ペーパーレス」や「非接触対応」など「経営資源の選択と集中」に寄与した事例が多くみられました。

総合評価	最優秀賞	こども課	子育て世帯生活支援特別給付金早期支給ミッション
	優秀賞	児童施設課	放課後児童クラブ補助申請の見直し
		救急課	ドクターカー運用が市民サービスの向上に！
	奨励賞	資産税課	旧公図を電子化へ～業務の効率化を目指して～
産業政策課 情報管理課		デジタル地域通貨の導入	
部門評価	市民目線賞	新型コロナワクチン 感染症対策室	予約いらず！ 誰でも気軽にワクチン接種
		南地区振興課 【九合行政センター】	子どもが寝たので講座申込みます
	スクラップ賞	下水道課	「下水道事業等会計決算書」配布方法の変更について
		環境対策課	スズメバチの巣の撤去申し入れ事務の変更
	ナッジ理論賞	新田地区振興課 【木崎行政センター】	ロビーのレイアウト変更で効率化
九合分署		駐車場の『し・る・し』	

特別賞	DX推進賞	こども課	DX等による児童扶養手当業務の抜本的見直し
-----	-------	------	-----------------------

#### 4 表彰式及び事例発表会

- ・ 日時：令和5年2月6日（月） 15：00～
- ・ 場所：南庁舎 3階 大研修室

#### 【備考】

問い合わせ先 企画部 行革推進課 行革推進係 内線2243 47—1811ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線2200



【 表 題 】

低電力広域ネットワーク「LoRaWAN（ローラワン）」を活用したデータ収集自動化に向けた群馬大学による実証実験への協力について

【 目 的 】

行政課題や地域課題の解決を目指してLoRaWANによるデータ収集・分析を行い、群馬大学と協力して実証実験を実施するものです。

本件は、同大学との包括協定書(平成19年2月19日締結)にもとづき実施するものです。

【 概 要 】

1. LoRaWANについて

「低消費電力」「長距離通信」の特徴を持つLPWA(Low Power Wide Area-network)の主要な無線通信規格のひとつであり、位置情報、温度、湿度などのセンサーを組み合わせることで、スマートフォンなどで各種データがリアルタイムに取得できます。国内においては太田市が活発な研究拠点となっており、多方面への活用が今後期待されています。

2. 実証実験の内容

- ① 市庁舎屋上への通信基地局設置および運用
- ② 市立太田小体育館への温度・湿度センサーによる空調設備管理
- ③ 有害鳥獣罨の動作センサによる管理
- ④ ゴミ集積所へのセンサー設置による蓄積量の把握

3. 今後の活用

同大学では、本実証実験事業におけるデータ収集・分析により、有効性を検証し活用範囲を検討することで、行政・教育並びに様々な産業分野への活用を目指しております。

4. 国内活用事例:
- ・ 位置情報センサーによる子どもや高齢者の見守り、
  - ・ 温度センサーによる教育現場での環境可視化
  - ・ センサーによる橋梁の劣化判断、水位の把握

【 備 考 】



・小学校給食施設改築事業	655,520千円	5,200千円	+650,320千円
・給食費無料化事業(歳入減含む)	1,334,646千円	702,926千円	+631,720千円

#### 4 主な施策事業（一般会計）

##### (1) 教育文化の向上

生徒指導充実事業(おおたん教育支援隊)・外国語指導助手(A L T)設置事業・外国人児童生徒日本語指導事業・不登校対策事業(教育相談員)・小中学校大規模改造事業(質的整備)トイレ改修事業・小中学校給食施設改築事業・小学校屋内運動場空調設備整備事業・市立太田高校施設整備事業・(仮称)市民体育館建設事業・弓道場建設事業・運動公園全体整備事業・学習文化センター改修事業・生涯学習センター保全(改修)事業(尾島/世良田)・新田文化会館/総合体育館改修事業・第2サッカー・ラグビー場改修事業

##### (2) 福祉健康の増進

重層的支援体制整備事業・ユーランド新田改修事業・第3子以降子育て支援事業・子育て世帯ベーシックサービス事業・学校給食費無料化事業・こどもプラッツ推進事業・総合健康センター改修事業・救急医療対策事業・高校生世代医療費助成事業・高齢者支援金給付事業・出産・子育て応援事業

##### (3) 生活環境の整備

西部消防署庁舎等建設事業・消防/救急車両等整備事業・消防水利整備事業・消防ポンプ自動車整備事業・木造住宅耐震診断者派遣/耐震改修補助事業・狭あい道路整備事業・空家等除却補助事業・防犯灯維持管理事業・交通安全対策事業・住宅用再エネ機器導入報奨金・広域斎場整備事業・一般廃棄物選別施設整備事業・第一/第二クリーンセンター施設能力強化事業

##### (4) 産業経済の振興

産業支援センター改修事業・空き店舗対策事業・商店リフォーム支援事業・地籍調査事業・県営集落基盤整備事業(藪塚西部地区)・小規模農村整備事業・市単独生産基盤整備事業・ため池緊急防災減災事業・農業水路等長寿命化/防災減災事業(遊水池/排水路)・県営農業農村整備調査計画事業(排水機場)・県営経営体育成基盤整備事業(緑町地区)・土地改良施設維持管理適正化事業・デジタル地域通貨(OTACO)事業

##### (5) 都市基盤の整備

一般市道新設改良事業・幹線道路整備事業・幹線道路舗装補修事業・道路維持整備事業・道路ストック(橋梁)定期点検/修繕事業・公園施設改修整備事業・スケートパーク整備事業・土地区画整理事業(東矢島/宝泉南部/尾島東部/太田駅周辺)・市営住宅ストック総合改善事業・市内公営住宅集約促進事業・住宅リフォーム支援事業・排水対策事業・幹線水路整備事業・浄化槽設置整備事業・宅地耐震化推進事業・(仮称)1号街区公園整備事業・太田中央公園トイレ改修事業

##### (6) 健全な行政運営の推進

1%まちづくり事業・(仮称)太田西複合拠点公共施設建設事業・内部情報系端末購入事業・本庁舎設備保全事業・行政センター保全(改修)事業(九合/葦川/休泊/木崎)・(旧)学校教育センター解体事業・A I / R P A 導入事業・おおたプログラミング学校事業・ふるさと応援寄附金事業・電気自動車購入整備事業

#### 5 「令和5年度太田市当初予算(案)の概要について」は1月26日に羅針盤にて掲載予定

【備考】\*問い合わせ先 総務部財政課 財政係 ダイヤル 0276-47-1816

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

第4次太田市男女共同参画基本計画の策定について

【 目 的 】

「第3次太田市男女共同参画基本計画」の取り組みを継承、発展させ、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

【 概 要 】

1 計画の概要

- (1) 基本理念 男女が社会の対等な構成員としてお互いを尊重し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し責任を負い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。
- (2) 計画期間 令和5年度から令和9年度までの5年間
- (3) 基本方針
  - I あらゆる分野における男女共同参画の推進
  - II 仕事と家庭生活の調和
  - III 人権を尊重し、安心・安全な暮らしの実現

2 今後の予定 令和5年1月市民文教委員会協議会報告後、市のホームページで公開

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 市民生活部 市民そうだん課 人権・市民活動係  
内線2442 47-1912ダイヤル

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

マイナンバーカード申請サポート（2回目）の結果報告について

【 目 的 】

マイナンバーカード未取得の市民に対して申請サポートを行うことにより、カードの普及促進を図りました。その結果を報告するものです。

【 概 要 】

- 1 太田市役所本庁舎1階 マイナンバーカード窓口  
期間：令和4年11月15日（火）～12月28日（水） 平日のみ、31回開設  
申請人数：2,577人（1回平均83人）  
※令和5年3月31日まで継続して開設予定。
  
- 2 行政センター5カ所出張申請サポート窓口  
期間：令和4年11月22日（火）～12月22日（木） 平日のみ、15回開設  
申請人数：838人（1回平均56人）  
内訳：尾島行政センター 80人 {11/22（火）、11/24（木）、11/25（金）}  
宝泉行政センター 223人 {11/30（水）、12/1（木）、12/2（金）}  
九合行政センター 48人 {12/6（火）、12/7（水）、12/8（木）}  
綿打行政センター 131人 {12/13（火）、12/14（水）、12/15（木）}  
藪塚本町行政センター 356人 {12/20（火）、12/21（水）、12/22（木）}

【 参 考 】

群馬県主催申請サポートの太田市内会場（太田イオン他2カ所）の実績  
期間：令和4年11月18日（金）～12月26日（月） 47回開設  
申請人数：7,200人（1回平均153人）

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 市民生活部 市民課 窓口記録2係 内線2417 47-1823ダイヤルイン



- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線2800



【 表 題 】

藪塚地域における土地利用に関するワークショップの実施報告及び藪塚まちづくりシンポジウムの開催について

【 目 的 】

非線引き都市計画区域である藪塚地域の土地利用に係る課題の共有とその解決に向けた対応の在り方について検討を行うため、藪塚地域住民でワークショップを実施したことを報告するとともに、その報告会及び有識者らによるパネルディスカッションを含む藪塚まちづくりシンポジウムを開催するものです。

【 概 要 】

1 ワークショップ

- (1) 開催回数 計4回（令和4年10月～令和5年1月）
- (2) 参加者数 14名（無作為抽出した藪塚地域在住の1,000人に対し募集案内を行い、参加回答のあった者）
- (3) 講師 NPO法人まちづくり支援センター代表理事 為国孝敏氏
- (4) 内容 藪塚地域の土地利用について
- (5) 報告概要 別紙のとおり

2 藪塚まちづくりシンポジウム

- (1) 日時 令和5年2月5日（日）午後1時30分から2時間程度
- (2) 場所 藪塚本町文化ホール（カルトピア）
- (3) 内容 ①土地利用に関するアンケートの結果報告  
②ワークショップにおける提案  
③ワークショップ参加者及び有識者によるパネルディスカッション

【 備 考 】

- \* 問い合わせ先 都市政策部都市計画課都市計画係 内線2813 47-1839ﾀﾞｲヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線2800



【 表 題 】

都市計画の変更（市街化区域への編入等）について

【 目 的 】

企業から要望を受けた3地区の土地利用計画が都市計画マスタープランにおける位置付け及び土地利用方針に合致するため、これら3地区について市街化区域への編入を含めた都市計画の変更を行うものです。

【 概 要 】

1 各地区の概要

No	地区名	面積	主な土地利用	用途地域
1	東金井工業団地南地区	約17.8ha	工業系	工業専用地域
2	新田東部工業団地西地区	約 9.0ha	工業系	工業専用地域
3	富若西地区	約10.1ha	工業系	工業専用地域

※位置については別紙総括図のとおり

2 変更内容

- ① 区域区分の変更：市街化調整区域 → 市街化区域へ編入
- ② 用途地域の変更：無指定 → 工業専用地域
- ③ 地区計画の策定：地区の特性に応じたきめ細やかな土地利用計画の策定

3 今後の主なスケジュール（予定）

関係権利者への説明会	令和5年2月
都市計画原案の閲覧、案の縦覧	令和5年5月、8月
都市計画審議会	令和5年9月
都市計画決定告示	令和5年度中

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 都市政策部都市計画課都市計画係 内線2813 47-1839ﾀﾞｲヤルｲﾝ



- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

消防長 氏名 櫻井 修一 内線 (TEL) 33-0202



【 表 題 】

太田市高齢者宅住宅用火災警報器設置事業の実施結果について

【 目 的 】

ふれあい相談員の実態調査に基づき、該当者の申請により住宅用火災警報器の取付けを実施した結果を報告するものです。

【 概 要 】

- 1 事業期間 令和4年11月1日（火）から令和4年12月29日（木）
- 2 実施世帯 ふれあい相談員が担当する70歳以上の一人暮らし高齢者世帯
  - (1) 設置世帯 1, 070世帯（当初予定1, 113世帯）
  - (2) 設置住宅用火災警報器 1, 239個（当初予定1, 356個）

地 区	太田	九合	沢野	葦川	鳥之郷	強戸	休泊	宝泉	毛里田
当初設置予定世帯数	147	92	105	63	83	62	25	123	53
設置世帯数	141	90	99	64	79	58	24	122	52
当初設置予定住警器数	189	117	130	77	127	73	28	141	61
設置住警器数	173	103	124	81	94	65	27	137	60

地 区	尾島	木崎	生品	綿打	藪塚	合 計
当初設置予定世帯数	150	13	96	47	54	1,113世帯
設置世帯数	147	10	86	45	53	1,070世帯
当初設置予定住警器数	175	14	109	50	65	1,356個
設置住警器数	159	9	98	48	61	1,239個

- 3 取付実施者 消防職員及び消防団員  
(延べ日数190日、延べ人数438人)

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 消防本部 予防課 予防係 33-0202 ダイヤルイン

